第六十八条の四十八第五項中「、適格現物出資又は適格事後設立」を「又は適格現物出資」に、「合併又は分割型分割の日」を「合併の日」に改め、同項第三号イ中「又は分割型分割」を削り、「合併にあつては」を「合併にあつては、」に、「第十五条の二第一項本文」を「第十五条の二第一項」に、「以下この条」を「第十一項」に、「、分割型分割にあつてはその分割型分割の日が連結親法人事業年度開始の日である場合の当該分割型分割に、それぞれ限るものとする」を「限る」に改め、「又は分割承継法人」を削り、同項第六号中「、連結子法人の」の下に「破産手続開始の決定による」を加え、「解散の日が」を「破産手続開始の決定の日が」に改め、同条第七項中「次の各号に掲げる連結事業年度における当該各号に定める」を「うち、次に掲げる」に改め、同項第一号中「連結事業年度　当該」を「連結事業年度における当該」に改め、同項第二号中「連結事業年度　その」を「連結事業年度におけるその」に改め、同項第四号を削り、同項第三号中「連結事業年度　当該」を「連結事業年度における当該」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　清算中の連結子法人

第六十八条の四十八第九項中「適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立」を「適格分割又は適格現物出資」に、「、被現物出資法人又は被事後設立法人」を「又は被現物出資法人」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該連結子法人のうち清算中のものについては、この限りでない。

第六十八条の四十八第十項中「適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立」を「適格分割又は適格現物出資」に改め、同条第十二項中「（適格分割型分割にあつては、その適格分割型分割の日がその連結親法人事業年度開始の日である場合の当該適格分割型分割に限る。）」を削り、同条第十六項及び第十七項を削り、同条第十八項を同条第十六項とする。

第六十八条の五十三第三項第三号中「、連結子法人の」の下に「破産手続開始の決定による」を加え、「解散の日が」を「破産手続開始の決定の日が」に改め、同条第四項中「次の各号に掲げる連結事業年度　当該」を「連結事業年度における当該各号に定める」を「うち、次に掲げる」に改め、同項第一号中「連結事業年度　当該」を「連結事業年度における当該」に改め、同項第二号中「連結事業年度　その」を「連結事業年度におけるその」に改め、同項第三号中「連結事業年度　当該」を「連結事業年度における当該」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　清算中の連結子法人

第六十八条の五十四第五項第二号中「第十五条の二第一項本文」を「第十五条の二第一項」に改め、同項第四号中「、連結子法人の」の下に「破産手続開始の決定による」を加え、「解散の日が」を「破産手続開始の決定の日が」に改め、同条第六項中「次の各号に掲げる連結事業年度における当該各号に定める」を「うち、次に掲げる」に改め、同項第一号中「連結事業年度　当該」を「連結事業年度における当該」に改め、同項第二号中「連結事業年度　その」を「連結事業年度におけるその」に改め、同項第三号中「連結事業年度　当該」を「連結事業年度における当該」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　清算中の連結子法人

第六十八条の五十五第七項中「、現物出資又は事後設立（法人税法第二条第十二号の六に規定する事後設立をいう。以下この条において同じ。）」を「又は現物出資」に、「、被現物出資法人又は被事後設立法人」を「又は被現物出資法人」に、「又は被現物出資法人」を「又は現物出資に係る」に、「、現物出資又は事後設立法人」を「又は現物出資法人又は事後設立法人」に改め、同条第八項第二号中「、連結子法人の」の下に「破産手続開始の決定による」を加え、「解散の日が」を「破産手続開始の決定の日が」に改め、同条第十一項中「の解散の日を含む連結事業年度における当該連結親法人又は同項に規定する連結子法人の解散の日を含む連結事業年度におけるその解散した連結子法人」を「又はその連結子法人のうち、次に掲げる連結法人」に改め、同項に次の各号を加える。

一　連結親法人の解散の日を含む連結事業年度における当該連結親法人

二　連結子法人の解散の日を含む連結事業年度におけるその解散した連結子法人

三　清算中の連結子法人

第六十八条の五十五第十三項中「分社型分割、現物出資又は事後設立」を「分割又は現物出資」に、「、被現物出資法人又は被事後設立法人」を「又は被現物出資法人」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該連結子法人のうち清算中のものについては、この限りでない。

第六十八条の五十五第十四項中「分社型分割、現物出資又は事後設立」を「分割又は現物出資」に改め、同条第十五項中「第十五条の二第一項本文」を「第十五条の二第一項」に改め、「（次項において「連結親法人事業年度開始の日」という。）」を削り、同条第十六項中「（分割型分割にあつては、その分割型分割の日がその連結親法人事業年度開始の日である場合の当該分割型分割に限る。）」を削り、同条第十八項を削り、同条第十九項を同条第十八項とする。

第六十八条の五十六第四項中「、現物出資又は事後設立（法人税法第二条第十二号の六に規定する事後設立をいう。以下この条において同じ。）」を「又は現物出資」に、「、被現物出資法人又は被事後設立法人」を「又は被現物出資法人」に、「又は被現物出資法人」を「又は現物出資に係る」に、「、現物出資又は事後設立法人」を「又は現物出資法人」に改め、同条第五項第二号中「、連結子法人の」の下に「破産手続開始の決定による」を加え、「解散の日が」を「破産手続開始の決定の日が」に改め、同条第七項中「の解散の日を含む連結事業年度における当該連結親法人又は同項に規定する連結子法人の解散の日を含む連結事業年度におけるその解散した連結子法人」を「又はその連結子法人のうち、次に掲げる連結法人」に改め、同項に次の各号を加える。

一　連結親法人の解散の日を含む連結事業年度における当該連結親法人

二　連結子法人の解散の日を含む連結事業年度におけるその解散した連結子法人

三　清算中の連結子法人

第六十八条の五十六第十項中「分社型分割、現物出資又は事後設立」を「分割又は現物出資」に改め、同条第十一項中「第十五条の二第一項本文」を「第十五条の二第一項」に改め、「（次項において「連結親法人事業年度開始の日」という。）」を削り、同条第十二項中「（分割型分割にあつては、その分割型分割の日がその連結親法人事業年度開始の日である場合の当該分割型分割に限る。）」を削り、同条第十六項及び第十七項を削り、同条第十八項を同条第十六項とする。

第六十八条の五十八第一項中「又は分割型分割（適格分割型分割を除く。）」及び「又は分割承継法人」を削り、同条第五項中「、適格現物出資又は適格事後設立」を「又は適格現物出資」に、「合併又は分割型分割の日」を「合併の日」に改め、同項第三号中「又は分割型分割」を削り、「合併にあつては」を「合併にあつては、」に、「第十五条の二第一項本文」を「第十五条の二第一項」に、「以下この条」を「第十一項」に、「、分割型分割にあつてはその分割型分割の日が連結親法人事業年度開始の日である場合の当該分割型分割に、それぞれ限るものとする」を「限る」に改め、「又は分割承継法人」を削り、同項第四号中「、連結子法人の」の下に「破産手続開始の決定による」を加え、「解散の日が」を「破産手続開始の決定の日が」に改め、同条第七項中「の解散の日を含む連結事業年度における当該連結親法人又は同項に規定する連結子法人の解散の日を含む連結事業年度におけるその解散した連結子法人」を「又はその連結子法人のうち、次に掲げる連結法人」に改め、同項に次の各号を加える。

一　連結親法人の解散の日を含む連結事業年度における当該連結親法人

二　連結子法人の解散の日を含む連結事業年度におけるその解散した連結子法人

三　清算中の連結子法人